

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 山口県周南市大字久米3078番地の1
氏名 株式会社リライフ
代表取締役 橋本 福美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 令和 6年 7月 18日

許可の有効年月日 令和 13年 7月 17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (汚水処理、篩分・混合、脱水・脱塩、破碎、溶融、選別、圧縮、脱塩・分離・改質)

(2) 産業廃棄物の種類

汚水処理: 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 以上4種類

篩分・混合: 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上2種類)、燃え殻、汚泥、木くず、繊維くず、動植物性残渣、
鉱さい、がれき類、ばいじん 以上10種類

脱水・脱塩: 汚泥、ばいじん 以上2種類

破 碎: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、がれき類 以上6種類

溶 融: 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類) 以上1種類

選 別: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、
がれき類 以上8種類

圧 縮: 廃プラスチック類、金属くず(自動車等破砕物を除く。以上2種類)、紙くず、繊維くず
以上4種類

脱塩・分離・改質: 燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん
以上6種類

(これらは、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 7月 18日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

事業の用に供するすべての施設

汚水処理

設置場所：山口県下松市東海岸通り18番1

設置年月日：平成12年11月1日、処理能力：60.48m³/日（24時間）

篩分・混合

設置場所：山口県下松市東海岸通り13番

設置年月日：平成17年4月30日、処理能力：773.952t/日（8時間）

汚泥・脱塩

設置場所：山口県下松市東海岸通り22番

設置年月日：平成21年1月25日、処理能力：304.32m³/日（24時間）

許可年月日：平成20年12月26日、許可番号：第37号の8

破 砕

設置場所：山口県下松市東海岸通り18-2

設置年月日：平成8年12月18日

処理能力：4.53t/日（8時間）〈廃プラスチック類〉、14.41t/日（8時間）〈金属くず〉、
8.83t/日（8時間）〈ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）〉・
陶磁器くず〉、2.17t/日（8時間）〈紙くず〉、
7.05t/日（8時間）〈木くず〉、18.94t/日（8時間）〈がれき類〉

使用届出年月日：平成13年3月15日

溶 融

設置場所：山口県下松市東海岸通り13番

設置年月日：平成19年1月19日、処理能力：160kg/日（8時間）

設置場所：山口県下松市東海岸通り13番

設置年月日：平成21年3月27日、処理能力：160kg/日（8時間）

選 別

設置場所：山口県下松市東海岸通り13番

設置年月日：平成21年2月6日、処理能力：352.8m³/日（24時間）

圧 縮

設置場所：山口県下松市東海岸通り18番3

設置年月日：平成21年5月1日

処理能力：2.579t/日（8時間）〈廃プラスチック類〉、59.784t/日（8時間）〈金属くず〉、
4.958t/日（8時間）〈紙くず〉、2.748t/日（8時間）〈繊維くず〉

設置場所：山口県下松市東海岸通り18番3

設置年月日：平成24年6月1日

処理能力：2.85t/日（8時間）〈廃プラスチック類〉、3.55t/日（8時間）〈紙くず〉、
3.05t/日（8時間）〈繊維くず〉

脱塩・分離・改質

設置場所：山口県下松市東海岸通り22番

設置年月日：平成27年3月31日、処理能力：306.8m³/日（8時間）